

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法等

規制の名称：金融業の機能の強化に係る規制の見直し

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和) 廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和元年5月31日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、我が国経済・金融業の一層の発展を図る観点から、金融機関による中小企業等への資本性資金の供給促進や、我が国企業の海外進出の支援等、我が国金融業の更なる機能強化に向け積極的な取り組みを行うことが強く求められていると認識していたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。

なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた以下のベースラインについて、変化はない。

(ア) 議決権保有制限（5%ルール）の見直し

規制を見直さない場合、資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境整備が行われず、地域における資本性資金の供給が不足した状況が継続する可能性がある。

(イ) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

規制を見直さない場合、諸外国の銀行と国内の銀行等が海外金融機関の買収において競合

する際に、国内の銀行等のみが入札時に海外金融機関の子会社である子会社対象会社以外の会社を売却するなどの条件を付けざるを得ず、競争上不利な状況におかれるなど、国内銀行等の海外市場への進出を阻害する可能性がある。

(ウ) 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

規制を見直さない場合、海外において、国内の銀行等が出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理及び媒介を行うことができず、海外進出しようとしている中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられない可能性がある。

(エ) 報告徴求・立入検査の対象先

規制を見直さない場合、行政庁(国)による報告徴求及び立入検査の対象に銀行等の業務の再委託先(再々委託先等を含む)が含まれないため、再委託先においてシステムトラブルや顧客情報の漏洩等の問題が生じた場合の対応を十分に行うことができず、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られない可能性がある。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時に、金融機関による中小企業等への資本性資金の供給促進や、我が国企業の海外進出の支援等、我が国金融業の更なる機能強化に向け積極的な取組みを行うことが強く求められていることを認識していたところ、現在もその状況に変わり無く、それらへの対応は引き続き重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、遵守費用について概要以下の通り見込んでいた。

(ア) 議決権保有制限(5%ルール)の見直し

銀行等において、例えば出資先企業に対する業務執行支援に関する費用や人件費など、出資先企業に対するリスク管理に係る費用が発生する。

(イ) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

銀行等において、子会社対象会社以外の子会社を5年以内に子会社でなくなるよう措置を講ず

るための費用等（リスク管理に係る費用を含む。）が発生するほか、5年を超えて保有する場合の行政庁（国）の承認に伴う費用が発生する。

（ウ）外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

銀行等において、内閣総理大臣の認可を得るための費用が発生する。

（エ）報告徴求・立入検査の対象先

銀行等の業務の再委託先において、行政庁（国）による報告徴求・立入検査に対応するための費用が発生する。

上記（ア）から（ウ）について、銀行等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。また、上記（エ）については、その費用の内容は、例えば臨検時の質問・帳簿書類等検査に対応する職員に係る人件費や資料提出に伴う費用などが想定されるが、これらの費用は個別の事例に応じて異なるものであるから、定量化又は金銭価値化することは困難である。

なお、（ア）及び（イ）については、銀行等がこれらの規制の見直しを利用して資本性資金の供給などをどの程度増加させるかは、自らの経営方針等を踏まえて判断するものであり、個々の銀行等において過度な負担となるリスク管理費用が発生することは想定されない。（ウ）については、規制の見直し時から現在（平成31年2月末）までの間に銀行に対してなされた認可は約60件あるものの、銀行等が提出する認可申請書及びその添付書類に記載する情報は、主に銀行等及び契約相手方である外国銀行の情報であるところ、銀行等が入手することが困難な情報は含まれていないものと考えられ、当該申請書の作成に当たって過大な費用が発生することは想定されない。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、行政費用について概要以下の通り見込んでいた。

（ア）議決権保有制限（5%ルール）の見直し

行政庁（国）において、銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、銀行等のリスク管理態勢の状況を検証するための費用が発生する。

（イ）海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

行政庁（国）において、子会社対象会社以外の子会社を5年以内に子会社でなくなるよう措置を講じているか検証するための費用が発生するほか、5年を超えて保有する場合の行政庁（国）の承認申請に対する審査費用が発生する。

(ウ) 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

行政庁（国）において、外国銀行代理業務を営もうとする銀行等からの認可申請に対する審査費用が発生する。

(エ) 報告徴求・立入検査の対象先

行政庁（国）において、銀行等の業務の再委託先に対する報告徴求・立入検査に伴う費用が発生する。

上記（ア）から（エ）に関して、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(ア) 議決権保有制限（５％ルール）の見直し

銀行等が資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになったことで、地域における資本性資金の供給の促進が図られるなどの効果が生じたものと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

(イ) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

銀行等が海外の金融機関を買収する際に、子会社対象会社以外の会社を一定期間保有することができるようになったことで、銀行等グループの国際展開が容易となったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

(ウ) 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

銀行等が海外において、出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理及び媒介を行うことができるようになったことで、中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられる効果が生じたものと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

(エ) 報告徴求・立入検査の対象先

行政庁（国）が銀行等業務の再委託先に対して報告徴求及び立入検査を行うことができるようになり、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られることとなったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

### ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。